預金等の不正な払戻し被害が発生した場合の補償について

当金庫では、万一、個人のお客さまが偽造・盗難キャッシュカード、盗難通帳(証書)またはインターネットバンキングによる預金等の不正な払戻し被害に遭われた場合には、次の補償基準等に基づき補償を行わせていただきます。

◎預金等の不正な払戻し被害に係る補償基準等について

		偽造キャッシュカード被害	盗難キャッシュカード被害	盗難通帳(証書)被害	インターネットバンキング被害
補償基準	お客さまに重大な 過失または過失が なかった場合	原則として被害額の全額を補償させていただきます。			
	る お客さまに 過失があった場合		原則として被害額の75%を補 償させていただきます。	原則として当金庫所定の補償 割合により補償させていただ きます。	お客さまの被害に遭われた状 況等を踏まえ、当金庫におい て個別に補償の判断をさせて いただきます。
	お客さまに故意 または重大な過失が あった場合	被害額は補償いたしかねる場合があります。 (<u>*補償の対象とならないキャッシュカードの被害の例</u> を下記の 「重大な過失」となりうる場合の欄に記載しています。)			
	甫償のために ご協力いただく事項	②当金庫への十分な説明	①当金庫への速やかな通知 ②当金庫への十分な説明 ③警察署への被害届の提出やその他盗難に遭われたことを推 測するに足る事実の確認ができるものの提示		①当金庫への速やかな通知 ②当金庫への十分な説明 ③お客さまによる警察署への 被害事実等の事情説明や その捜査への協力
補償の基となるルール		預金者保護法による補償		信用金庫業界の自主ルールによる補償	

◎お客さまの「重大な過失」または「過失」となりうる場合

預金等の不正な払戻し被害に遭われたときに、お客さまに「重大な過失」または「過失」があった場合には、被害額の全額または一部について補償いたしかねるケースがありますので、十分ご注意ください。

なお、お客さまの「重大な過失」または「過失」となりうる場合は以下のとおりです。

	「重大な過失」となりうる場合	「過失」となりうる場合			
偽造・盗難 キャッシュカード被害	①他人に暗証番キャッシュカードを接合(※) ②暗証番号をキャッシュカードとに書き記していた場合 ③他人にキャッシュカードを渡した場合(※) ④その他①~③までの場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合 ※病気の方が介護ヘルパー等度に大場合など、特別ではありません。 *補償の対象とならないキャッシュカードの被害の例 「カード手交型(詐欺)」(*1)による被害は、③に該当します。 また「封筒すり替え型(詐欺盗)」(*2)は④に該当したりるよの手口は広く一般に認知されているる場合と判断しています。 (*1)口座が犯罪に利用されており、交換手続きが必要であるなどの名目でよっより、チャッシュカードをで取する手口。 (*2)キャッシュカードが不正に利用されているなどの名目により、キャッシュカードを窃取する手口。	(1) 次の①または②に該当する場合 ①生年月日、電話番号などのナンバーを暗証番号にしていた場合で、かつ、キャッシュカードをそれらの暗証番号を推測させる書類等(免許証など)とともに携行・保管していた場合 ②暗証番号を容易に第三者が認知できるような形でメモなどに書き記し、かつ、キャッシュカードとともに携行・保管していた場合 (2) 次の①のいずれかに該当し、かつ、②のいずれかに該当する場合で、これらの事由が相まって被害が発生したと認められる場合 ①暗証番号を回理ア・生年月日、電話番号などのナンバーを暗証番号にしていた場合 イ・暗証番号をロッカー、貴重品ボックス、携帯電話など当金庫の取引以外で使用する暗証番号としても場合・イ・暗証番号をロッカー、貴重品ボックス、携帯電話など当金庫の取引以外で使用する暗証番号としても使用していた場合 イ・暗証番号をスれたお財布などを第三者に容易に等キャッシュカードを容易に他人に奪われる状態においた場合 イ・酩てい等われる状態においた場合 (3) 上記(1)、(2) の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合			
盗難通帳(証書)被害	①他人に通帳(証書)を渡した場合(※) ②他人に記入、押印済みの払戻請求書、諸届を渡した場合 (※) ③その他お客さまに①および②の場合と同程度の著しい注意 義務違反があると認められる場合 ※病気の方が介護ヘルパー等に対してこれらを渡した場合な ど、やむを得ない事情がある場合はその限りではありません。	①通帳(証書)を第三者の目につきやすい場所に放置するなど、他人に容易に奪われる状態においた場合 ②届出印の印影が押印された払戻請求書、諸届を通帳(証書)とともに保管した場合 ③印鑑を通帳(証書)とともに保管していた場合 ④その他お客さまに①~③の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合			
インターネット バンキング被害	お客さまの被害に遭われた状況等を踏まえ、個別の事案ごとに判断させていただきます。				

◎盗難キャッシュカード・盗難通帳(証書)・インターネットバンキング被害が発生した場合の留意点

- ①盗難キャッシュカード・盗難通帳 (証書)・インターネットバンキング被害に対する補償対象は、原則として当金庫に通知が行われた日の30日前の日以降に遭った被害です。
- ②お客さまの配偶者、二親等内の親族、同居の親族等によってご預金等が引き出された場合や被害状況にかかる重要事項についてお客さまから虚偽の説明があった場合などには、補償をいたしかねる場合があります。

くわしくは窓口までお問い合わせください。

小さなふれあい、大きなおつきあい

